

令和7年4月25日

輸送の安全確保に関する警告書の発出について

令和7年1月30日に、対州海運株式会社の運航する貨物フェリー「フェリーたいしゅう」に対して、海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、安全管理規程に定めたアルコール検査が実施されていないという安全管理規程違反が確認されました。

そのため、輸送の安全確保に関する警告書の発出を行いました。

記

1. 対象事業者

事業者の氏名又は名称：対州海運株式会社

住 所：福岡県福岡市中央区那の津5丁目6番8号

2. 発出年月日

令和7年4月25日（金）

3. 警告の概要については別紙参照

<問い合わせ先>

九州運輸局 海上安全環境部

運航労務監理官 担当：小島（こじま）、横溝（よこみぞ）

電話 092-472-3181



九州運輸局

運輸と観光で九州の元気を創ります

事案発生日	令和7年1月30日	
事業者名	対州海運株式会社	
船名	フェリーたいしゅう	
発出日	令和7年4月25日	
法令違反等の概要	令和7年1月30日に、対州海運株式会社の運航する貨物フェリー「フェリーたいしゅう」に対して、海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、安全管理規程に定めたアルコール検査が実施されていないという安全管理規程違反が確認されました。	
警告の内容	令和7年5月26日までに以下の是正措置を文書により報告すること。 1. 安全統括管理者等は、安全管理規程第36条に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築すること。	
当該警告により付された違反点数		2点
当該事業者に付された累積違反点数		2点